

平成 21 年 2 月 12 日

各 位

本店所在地 大阪市中央区道修町三丁目 6 番 1 号
会社名 株式会社 アクセス
代表者の
役職氏名 代表取締役社長 松 浦 徹
問い合わせ先 取締役 管理本部 本部長
山 田 欣 吾
電話番号 (06) 6208-1600

当社株式の売却機会提供に関する諮問についてのお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 16 日付けリリース「上場廃止後の当社株式の換金について」でお知らせいたしましたとおり、現在の株主の皆様にご迷惑をおかけしないよう、上場廃止後においても、株主様全員が適正な価格で株式の売却が可能な機会を提供させていただくことを検討してまいりました。

その結果、当社は、現時点におきましては、少なくとも「適正な価格」を、今般の上場廃止原因となりました不適切な会計処理が公表されたことにより監理ポストに割り当てられた平成 20 年 4 月 28 日の前取引日（同月 25 日）の終値（11 万 9000 円）を参考にして算定することが相当であるとの考えに至っております。

他方で、このような機会の提供につきましては、株主の皆様にとって最善のものであるとともに、株主様以外の当社ステークホルダーの利益ともバランスの取れた当社企業価値の維持・向上に資するものでなければならないとも考えております。

そこで、当社は、慎重且つ適正な手続において、このような売却機会の提供方法を決定する必要性があるとの認識に基づき、ガバナンス評価委員会に諮問を行い、同委員会よりの答申を最大限尊重して、株式売却機会の提供方法を決定することといたしました。

また、当社といたしましては、当社の企業価値の維持・向上の観点から最善の方法による、公開買付けその他の方法を実施することにより、株主の皆様にご提供頂くことのご意向につきましては、真摯に検討すべきと考えております。そこで、このようなご意向を有する方には、事前に、ガバナンス評価委員会に具体的な提案内容の記載されている意向表明書のご提出をお願いさせて頂くことといたしました¹。

ガバナンス評価委員会は、当社からの諮問を受け、独自に最善の売却機会の提供方法を検討するとともに、第三者よりご提出いただいた意向表明書の内容も併せて検討対象とした上で、最終的に、株主の皆様にとって最善の売却機会の提供方法を答申して頂くこととなります。

なお、ガバナンス評価委員会への意向表明書（ガバナンス評価委員会が判断をするために追加で要求する情報も含む）の提出なく、公開買付け等により 20%以上の議決権割合を保有することとなるような当社株式の買付けを行う場合には、平成 20 年 9 月 25 日付けリリース「ガバナンス評価委員会設置のお知らせ」のガバナンス評価委員会の役割 にありますとおり、同委員会の勧告がある場合には、当社は、当社の企業価値向上に資する意図がなく、また、株主の皆様にとって有益な売却機会の提供ではないと

判断させていただき、直ちに適切な対抗措置（新株予約権の発行等会社法上許される措置）をとることとなります。

ガバナンス評価委員会の答申の受領及び売却機会の提供の実施のスケジュールの目途は以下のとおりです。ただし、ガバナンス評価委員会に意向表明書の提出があった場合や、さらに慎重な検討・準備が必要な場合は、変更の可能性がございます。

ガバナンス評価委員会の答申	平成 21 年 3 月中旬ころ
当社（または第三者）による売却機会の提供の実施	平成 21 年 3 月中旬ころ

株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様には、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

¹意向表明書のご提出に係るお問合せは、三井法律事務所（担当弁護士 大塚和成、水川聡）宛てにお願いいたします。 03-3224-0020 <http://www.mitsuilaw.com/>